

# 市営住宅だより

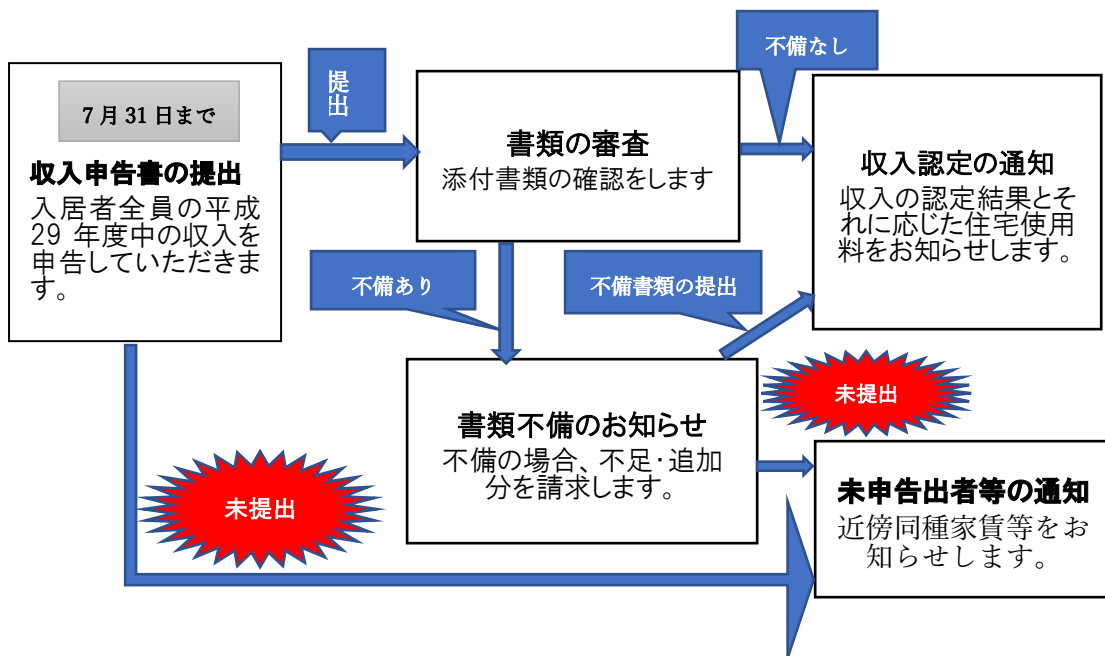
平成30年  
(2018)  
7月号発行：門真市新橋町3-3-114 門真市営住宅管理センター  
TEL06-6908-9855 Fax06-6908-9877

## 収入申告書の提出期限は 7月31日です

入居者には、公営住宅法等により毎年、世帯全員の収入等について申告しなければならない義務が課せられています。

送られた「収入申告書」に世帯全員の前年分の収入等必要事項を記入し、個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書を提出してください。

個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書を提出しない場合は、収入を証明する書類（市・府民税課税証明書、公的年金等の源泉徴収書のコピーなど）の提出が必要となります。



## 収入申告の提出について（全員提出）

市営住宅の家賃は、入居している世帯全員の収入で決まります。

お送りしました「収入申告書」は市営住宅にお住まいの方全員の収入状況を申告していただくことにより、その収入をもとにして、翌年度の家賃（平成31年4月分～平成32年3月分）を算出するためのものです。

提出期限までに、収入申告書に個人番号（マイナンバー）提供書などの書類を添付し提出してください。

申告内容

平成29年1月1日～12月31日までの収入

提出期限

**平成30年7月31日（火）（厳守）**

提出書類

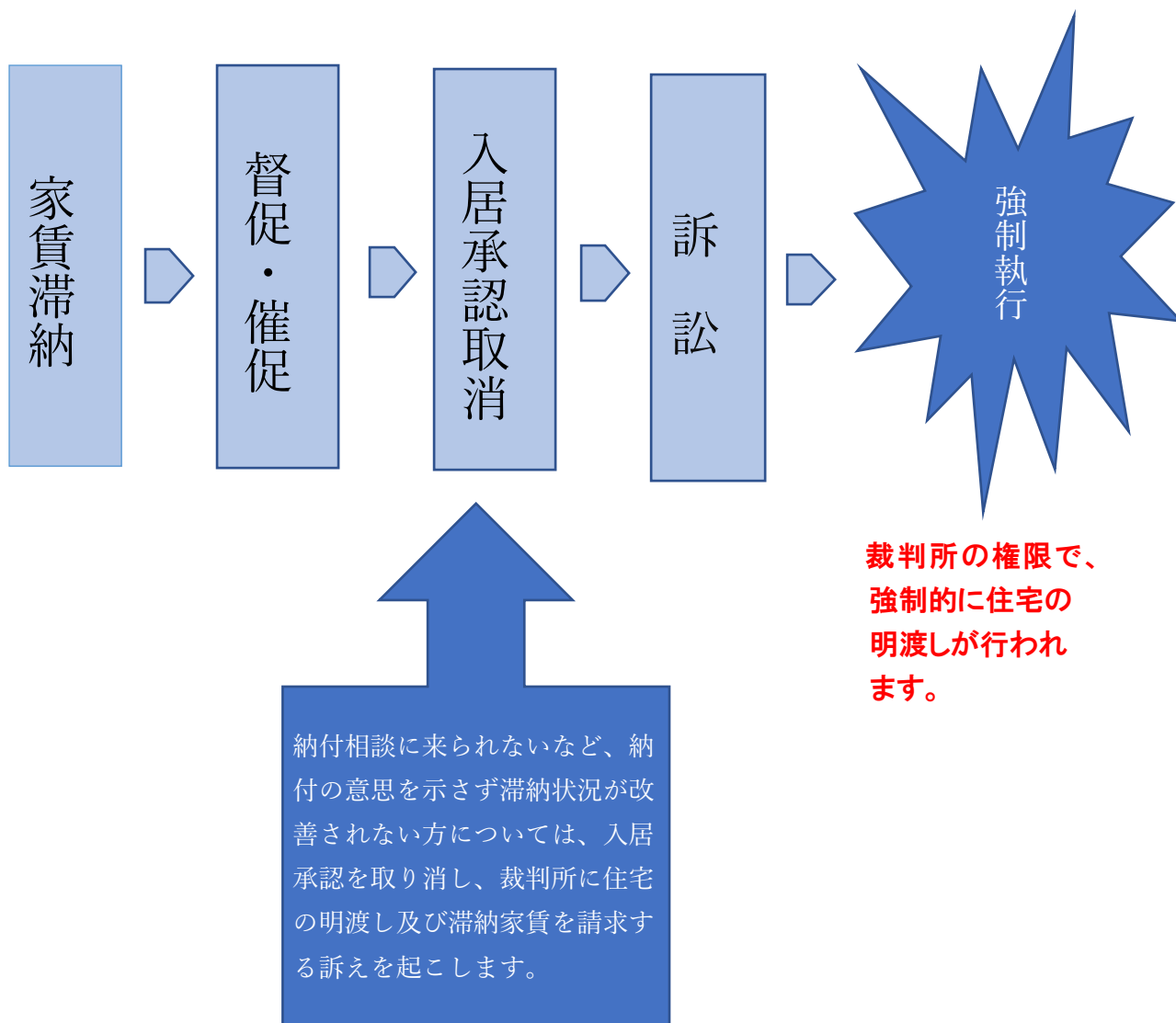
- ・収入申告書
- ・個人番号（マイナンバー）提供書及び同意書
- ・委任状（代理者等による提出の場合）

※個人番号（マイナンバー）提供書を提出されない場合は、収入を証明する書類（市・府民税課税証明書、公的年金等の源泉徴収票のコピーなど）を提出してください。

※ 記入方法及び添付書類など、詳しくは「収入申告の提出について」をご覧ください。

## 家賃の払い忘れはありませんか？

- 納付書を紛失した場合は、門真市営住宅管理センターまで、連絡ください。
- 家賃は納付期限内に納めてください。3ヶ月以上、滞納されますと住宅の明渡しを求められることがあります。なお、離職や病気等で収入が減少し、納付が困難になったら、まず、ご相談を！



忘れていませんか、こんな時は届出が必要。

- 同居者が転出・死亡した時や子どもが生まれたとき
- 入居名義人が死亡・退去し、同居者が地位承継するとき
- 市営住宅を退去するとき
- その他、模様替え・一時不在など

ご家族の構成等に変更がある場合は、「届出」をしなければならないことや、「申請」をして「承認」を受けなければならないことがあります。各種手続きについての詳しいことは、門真市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

### 無断同居は違法です！

- ▶ 市営住宅の名義人は、入居の際に同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認を得なければなりません。
- ▶ あらかじめ承認を得ずに同居させている場合（無断同居）は、事後に承認できませんので、速やかな退去を求めます。退去しない場合は、裁判で強制的に退去していただくことになります。

## お知らせコーナー

### 熱中症に気をつけましょう。

7月から8月にかけて起こりやすい熱中症ですが、近年、5月頃からも注意が必要と言われています。炎天下の戸外で発生すると思われがちですが、**自宅で熱中症にかかる人も増えており**、毎年死亡事故も発生しています。

しかし、熱中症は正しい知識と、適切な対処で防ぐことができます。日常生活で予防するための注意は以下のとおりです。

- ① 体調に注意しましょう。
- ② こまめに水分を補給しましょう。
- ③ 暑さを避けましょう。
- ④ 服装を工夫しましょう。



もし体調に変化を感じた場合は、涼しい環境へ移動し、服をゆるめ、水分補給をしましょう。それでも症状が改善しない場合は、医師の診断を受けましょう。

### 損害責任保険(万一の失火や漏水に備える保険)に加入されていますか？

**市営住宅で入居者の過失による水漏れや火災が発生**しています。

水漏れの原因には、浴室の排水口の清掃を怠り、詰まった状態のままシャワー等をしたために、浴室から溢れた水が下の階へ漏れたものや、洗濯機の排水ホースが外れているのを気づかず洗濯をして床が水浸しになり、下の階に漏れた等があります。

また火災の原因には、天ぷら油の過熱等があげられます。

水漏れや火災を発生させた場合、その損害に対して賠償責任が生じます。

日頃から水回りの排水口や排水管を清掃するよう心掛けるとともに、火元の管理には、十分気をつけましょう。

また、**万が一に備え、共済や保険会社等による保険に加入されることをお勧め**します。

補償内容や保険料は保険会社等でご確認ください。

# 収入申告書の提出先は、門真市営住宅管理センターです。



〒571-0048 門真市新橋町3番-3-114号

TEL：06-6908-9855

FAX：06-6908-9877

※営業時間 平日：午前9時～午後5時30分まで

営業時間外は、コールセンターに自動転送されます。

※専用駐車場はございませんので、周辺の有料駐車場をご利用ください。